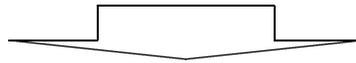


「猛禽類保護の進め方」の改訂の概要（Ⅲ章該当部分）

下表太字は、現状の「猛禽類保護の進め方」からの主な改訂点です。

調査手法

現行版	イヌワシ	クマタカ	オオタカ
営巣場所の特定	個体識別の上、造巣期、育雛期の行動、地形・植生等から特定	繁殖期前半に目視調査の後、1～数カ所からの定点調査と踏査により営巣木を特定。	対象個体の飛行頻度の確認、繁殖期前半に目視調査の後、造巣～産卵期、巣立ち直後に踏査により営巣木を特定。
繁殖状況の確認	望遠鏡を用い 1km 以上離れて観察。	望遠鏡を用い 500 m以上離れて観察。	望遠鏡を用い 100 m程度離れて観察。
行動圏の特定	複数地点からの定点調査。個体識別をした上で、行動別に地形図に記録。	複数地点からの定点調査。個体識別をした上で、行動を地形図に記録。	複数地点からの定点調査。行動を地形図に記録。（個体識別は困難）
営巣中心域の特定	営巣木、営巣崖地を確認の上、とまり場所、ねぐら、餌処理場所等が頻繁に見られる区域を特定する。		
営巣期高利用域の特定	営巣期の行動圏全域の定点調査により、飛行軌跡やとまり場所をメッシュ図化し、出現回数を相対評価する。		
非営巣期高利用域の特定	行動圏全域の定点調査により、飛行軌跡やとまり場所をメッシュ図化し、出現回数を相対評価する。		



改訂版(案)	イヌワシ	クマタカ	オオタカ
生息状況の調査	文献収集や専門家への聞き取り。	文献収集や専門家への聞き取り。	
営巣場所の特定	幼鳥の鳴き声も参考。	ほぼ同じ。	ほぼ同じ。
繁殖状況の確認	望遠鏡を用い、 できるだけ離れて観察。巣を未確認の場合、巣立ち後の幼鳥を確認。	望遠鏡を用い、 できるだけ離れて観察。巣を未確認の場合、巣立ち後の幼鳥を確認。	望遠鏡を用い、 できるだけ離れて観察。
行動圏の特定	事業によっては飛行高度も記録。時期的な変化にも留意。	ほぼ同じ	周囲のつがいの巣の位置から推定（ポロノイ分割）。周囲の巣を把握できない場合等には対象つがいの巣から半径3kmの範囲。山地での調査は現行どおり。
営巣中心域の特定	営巣場所が未確認の場合、行動等から推定。	幼鳥の行動範囲を目視観察。または、巣の半径1km。巣を未確認の場合、行動等から推定。	巣立ち雛の行動と林相、巣の位置から特定。
営巣期高利用域の特定	2営巣期にまたがる場合、それぞれを評価。	営巣木を中心とした半径1.5km。地形、行動、隣接ペアの状況から補正。巣を未確認の場合、行動等から推定。	行動圏内で林縁から150mの範囲の場所（採食地）が多いメッシュの上位25%を抽出し、凹部がないよう括った範囲。
非営巣期高利用域の特定	ほぼ同じ。		
採食地の推定	採食行動が行われた場所とそれに類似する植生地形等をメッシュより抽出	—	—
高利用域内好適採食地の特定	—	高利用域内で、階層構造があり林内に空間のある高木林を植生図や踏査により特定。	—
高利用域外好適採食地の特定	—	行動圏内で、階層構造があり林内に空間のある高木林を植生図や踏査により特定。	—

保全措置の検討

現行版	イヌワシ	クマタカ	オオタカ
営巣中心域	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の改変は避ける ・12～4月頃の人の出入りは原則中止 ・4～6月頃、人の出入りの繰り返しは避ける。 ・林業は慎重な取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の改変は基本的に避ける ・1～5月頃の人の出入りは原則中止 ・林業は慎重な取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、工場等の建造物、道路建設、森林の開発は避ける ・営巣期における人の立入は生息に影響のおそれ
営巣期高利用域	<ul style="list-style-type: none"> ・12～6月頃は各種開発行為、大規模伐採などは避ける ・大規模開発は周年避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・営巣期は道路、橋梁等の工事や大規模伐採は避ける。 ・長期にわたる大規模開発は周年避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、住宅地、ゴルフ場などの開発については採餌場の確保への配慮が必要
非営巣期高利用域	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模工事以外は特に問題なし。 ・森林の取扱い上、採餌場の確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる大規模開発は周年避ける ・農林業との共存は可能 	



改訂版(案)	イヌワシ	クマタカ	オオタカ
営巣中心域	ほぼ同じ	ほぼ同じ	営巣木保全のため、松枯れ対策も必要
営巣期高利用域	ほぼ同じ	営巣期高利用域に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・好適採食地までの飛行ルートに構造物等は作らない ・階層構造の明瞭な高木林の改変は避ける。 	採食環境の悪い地域では潜在的な採食環境も含めて保全。
非営巣期高利用域	ほぼ同じ		
採食地	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来環境の改変は避ける。 ・人為由来の環境も利用されている間は改変を避ける。 	—	—
高利用域内好適採食地	—	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる改変は避ける。 ・非営巣期の簡易な作業や間伐等は可能。 	—
高利用域外好適採食地	—	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業との共存は可能 ・長期にわたる大規模な改変はできるだけ避ける。 	—
特例的な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・疎開地の創出や間伐により失われた採食地の代償が可能。 ・代償した土地が維持されるよう管理が必要。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・営巣中心域で事業実施の場合、代替営巣地や人工巣利用もあり得る
事後調査とフィードバック	事業完了後4～5年のモニタリングを行い、保全措置を再検討。	事業完了後4～5年のモニタリングを行い、保全措置を再検討。	事業完了後3年のモニタリングを行い、保全措置を再検討。

その他

3種以外の種として、サシバの保全の考え方と調査方法を追加（Ⅲ章4.）。

Ⅳ章において、検討委員会での委員からの意見等を今後の課題として整理し掲載。